

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和2年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 80,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 524,364 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉事業	90,791	53,209		521	10,211	26,850
	老人福祉事業	32,835	547			8,896	23,392
	児童福祉事業	204,470	138,424		5,857	16,584	43,605
社会保険	国民健康保険事業	28,865	15,936			3,562	9,367
	介護保険事業	77,246	2,458		1,778	20,117	52,893
	後期高齢者医療保険事業	55,543	5,891			13,681	35,971
保健衛生	保健衛生事業	34,614	5,100		4,293	6,949	18,272
合 計		524,364	221,565		12,449	80,000	210,350

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。